

新原料費調整制度への移行に関するお知らせ

日頃より鶴岡ガスをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、弊社のガス料金は現在「原料費調整制度」に基づき、「平均原料価格」の調整を行い、か月ごとにこれを見直ししておりますが(図1)このたび制度の一部改訂にともない、平成21年10月検針分より「新原料費調整制度」を適用し、毎月ガス料金を見直すことといたしました。(図2)

この新制度適用により、ガス料金の変動が現行よりもなだらかになるとともに、原料価格の変動がより早くガス料金に反映されます。なお、10月検針分からは当月(10月)と翌月(11月)のガス料金単価(1m³あたり)を検針票でお知らせいたします。

弊社では、今後も更なるお客様サービスの向上に努めてまいりますので、新制度への移行主旨をご理解のうえ一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 1「原料費調整制度」:都市ガスの原料となるLNG(液化天然ガス)の価格変動に対応して、単位料金(1m³あたりの料金単価)を見直す制度です。
- 2「平均原料価格」:原料価格のヶ月間の平均値(基準平均原料価格は75,690円/tで変更なし)
- ・従来制度 平均原料価格が基準平均原料価格の±5%以内の場合は調整対象外
 - ・新制度 平均原料価格が基準平均原料価格の±5%以内でも調整対象

図1 (平成20年) (平成21年) 従来制度(平成21年 月まで) →

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
従来制度	平均原料価格			→			料金反映					
				平均原料価格			→			料金反映		

図2 (平成21年) 平成21年10月より新制度適用

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
新制度					平均原料価格			→			料金反映		
						平均原料価格			→			料金反映	
							平均原料価格			→			料金反映